

愛媛県美術館本館衛生設備保守点検業務実施基準仕様書

愛媛県美術館本館衛生設備保守点検業務については、この仕様書に基づいて実施する。

この仕様書は、業務の大要を示すものであるから、この仕様書に示されない事項であっても委託業務の性質上必要と認めた業務は、これを実施するものとする。

1 業務の内容

(1) 乙が甲から委託を受けて行う保守点検業務の対象となる衛生設備は、次のとおりとし、中央制御管理方式の衛生設備の保守管理に係る豊富な知識と実務経験を有する自社の技術者を派遣し、別紙愛媛県美術館本館衛生設備一覧に定める回数の点検を行うほか、事故、故障等緊急対策についても措置するものとする。

ア 雨水利用設備

イ 給水設備

ウ 給湯設備

エ 排水設備

オ 太陽熱利用設備

(2) 乙は、設備を安全かつ最良の状態に維持するとともに、不測の事故や故障に当っては、直ちに修理等の適切な措置を講じるものとする。

(3) 保守点検を行った結果、乙の判断により必要と認める場合、消耗品的部品はこれを取り替えるものとし、又修理を要する状況の場合は、乙の報告に基づき、甲乙協議の上対策を講じるものとする。

(4) 乙は、甲の必要に応じて、正しい使用方法等について、情報提供サービスを行うものとする。

2 業務実施報告書

(1) 月毎に点検結果表を提出し、清掃時及び機器の異常等があった場合には適宜写真を添付すること。

(2) 前期（契約日から9月30日まで）、後期（10月1日から業務期間満了日まで）の業務完了後、遅滞なく甲に業務実施報告書を作成し、提出すること。《契約書第11条関係》

3 注意事項

- (1) 業務は、必要に応じ甲の立会の上、実施すること。
- (2) 業務を実施するに当たり、乙は愛媛県美術館の業務に支障のないよう事前に甲に協議し、承認を得ること。
- (3) 業務により生じた廃棄物等の片付け・運搬・処理については、乙が責任を持って行うこと。
- (4) 本仕様内容に疑義が生じたときには、甲乙協議の上、実施すること。

4 保証

業務完了後、その保守点検業務に起因する不具合が生じた場合、乙は速やかに無償修復を行うこと。

別紙

愛媛県美術館本館衛生設備一覧

種 類	回 数	員 数	主 な 内 容
雨水利用設備			
機器類	月 1 回	1 式	運転管理調整、外観機能点検、機器動作点検
〃	年 6 回	1 式	水質分析
コンクリート水槽	年 1 回	1 式	沈殿槽、貯留槽、沈砂槽清掃
給水設備			
加圧ポンプユニット	年 1 回	2 台	ポンプ本体点検、保護装置点検、運転状態点検
給湯設備			
給湯ボイラー	年 2 回	2 台	外観点検、運転状態点検、パーナー点検、安全装置点検動作試験
貯湯槽	年 1 回	2 台	外観点検、制御機器動作点検、熱交換器点検、内部点検
ポンプ	年 1 回	5 台	運転状態点検、圧力電流値測定
排水設備			
汚水槽	年 2 回	2 槽	内部点検、簡易清掃、マンホール点検
湧水槽	年 1 回	3 槽	内部点検、簡易清掃、マンホール点検
水中ポンプ、バッキ装置	年 1 回	6 組	運転状態点検、制御装置機能点検
太陽熱利用設備			
集熱器、架台、制御機器、ポンプ、制御盤蓄熱槽	年 2 回	1 式	外観点検、制御機器機能点検動作試験、集熱ガラス点検